

1 水道整備基本構想の改定経緯

「福島県水道整備基本構想」は、県内の水道整備について県の基本的な考え方を示すために、昭和 52（1977）年度に策定し、時代に合わせて数回の改定をして、県内の広域的な水道整備を進めるための役割などを担ってきました。

一方、国では、災害の経験や水道事業を担う人材の減少、施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少などを踏まえ、水道の拡張を前提とする施策から、基盤の強化を重視する施策へと転換して、平成 25（2013）年 3 月に「新水道ビジョン」を策定し、平成 30（2018）年 12 月には水道法の改正を行いました。

こうした水道法改正などを踏まえ、本県では、「福島県水道整備基本構想 2013 福島県くらしの水ビジョン～東日本大震災を経て～（以下「前構想」という。）」が令和 2（2020）年度に目標年度をむかえるに当たり、これまでの「福島県水道整備基本構想」の考え方などは一部踏襲しつつ、内容の改定を行い、「福島県水道ビジョン 2020（以下「ビジョン」という。）」として定めることとしました。

表 1.1 福島県水道整備基本構想の策定（改定）経緯

年度	内容
昭和 52（1977）年度	策定
昭和 56（1981）年度	「福島県水資源総合開発基本計画」策定と広域的な水道整備の具体化による見直し
平成 5（1993）年度	水需要要則の見直しと広域的な水資源確保検討、県の他の計画との整合を図ることを目的とした見直し
平成 17（2005）年度	県の上位計画策定、水道法改正、国の「水道ビジョン」策定などによる見直し
平成 25（2013）年度	東日本大震災の教訓を反映
令和 2（2020）年度	国の「新水道ビジョン」や改正水道法の内容を反映

2 ビジョンの性格と役割

本ビジョンは、水道をはじめとする飲料水という名のライフラインを未来につなぐため、本県が考える将来像です。

本県の総人口は、平成9（1997）年の約214万人をピークに、既に減少に転じています。人口減少に伴う給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、東日本大震災や令和元年台風第19号などの大規模災害を踏まえた危機管理、つまり「強靱」さの抜本的な見直しなど、水道は非常に厳しい課題に直面しています。

これらの課題に対し、今後も「安全」な飲料水の安定供給を「持続」していくためには、関係者が一つの理念を共有し、それぞれの役割を果たしつつ、強いつながりの下で一丸となって対応していく必要があります。

そこで、本ビジョンでは、県、市町村、水道事業者・水道用水供給事業者（以下「水道事業者」という。）、そして、水道を利用する住民などの幅広い関係者が、水道を支えるために果たすべきと考えられる役割について、できる限り具体的に書いています。

関係者が、50年先を見据えた水道の理想像を共有し、連携しつつ、それぞれの立場に合った役割に応じた取り組みを行うための道しるべとして本ビジョンを活用していただくことを期待します。

また、国は平成25年3月策定の新水道ビジョンの中で、都道府県に対しては都道府県水道ビジョンの策定を、水道事業者に対しては水道事業ビジョンの策定を求めています。水道事業者が水道事業ビジョンを定める際の基本的な考え方として、本ビジョンが反映されることを期待します。

※令和元年台風第19号の表記について

令和元（2020）年10月に発生した台風第19号について、気象庁が名称を「令和元年東日本台風」と定めました。本ビジョンにおいては、東日本大震災と区別しやすくするため、「令和元年台風第19号」と表記します。

3 水道の目指すべき方向と基本理念

(1) 基本理念

日々の暮らしは、安全な水の安定的な供給によって支えられています。そのためには、水質や浄水処理についての専門的な知識・技術力を備えた人材によって、老朽化による事故などが発生しないよう、水道の施設・設備の維持管理を行っていく必要があります。

また、災害時においても、生命維持や衛生確保には水が欠かせません。たとえ災害時であっても、県民が必要とする水を十分な量届けるためには、水道施設の被害を最小限にとどめ、被災した場合であっても迅速に復旧できるよう、施設整備や対応体制の構築が求められています。

さらに、県民が安心して生活していくためには、暮らしを支える水道を、将来にわたって安定的に運営し続けることが大切です。

(2) 目指すべき方向（理想像）

基本理念を踏まえ、本県の水道の目指すべき方向性を検討したところ、国が「新水道ビジョン」で示したものと合致したため、本県の理想像は、国の「新水道ビジョン」を踏襲して、次のとおりとしました。

時代や環境の変化にも的確に対応しつつ、
安全な水を、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、
合理的な対価をもって、
持続的に受け取ることが可能な水道

この理想像を、改正水道法が目指す、安全、強靱、持続の3つの観点で整理すると、次のようになります。

安全

全ての県民が、
いつでもどこでも、
水質基準に適合した
水を飲めること

強靱

自然災害などによる
被災を最小限にとどめ、
被災した場合であっても、
迅速に復旧できる
しなやかな水道

持続

給水人口や給水量が
減少した状況においても、
健全かつ安定的な
事業運営が可能な水道

安全の部分でいう「水」については、水道事業者からの給水のほか、専用水道や飲料水供給施設、個人の飲用井戸による、人の飲用や浴用など（以下「人の飲用」という。）のための水を含みます。

水道事業者からの給水については、どの水道事業者が供給する水であっても、常に水質基準に適合した水であることが必要ですが、専用水道や個人の飲用井戸などでも同様に、人の飲用に適する水を供給することが大切です。

本ビジョンでは、主に、水道事業や水道用水供給事業の現状や課題、基盤強化方策について記載していますが、専用水道や個人の飲用井戸などにおいても、本ビジョンの内容を参考とし、さまざまな取り組みを進めていただくことを期待します。

4 水道の理想像実現（水道の基盤強化）のために

水道の理想像を実現するためには、施設を健全な状態で運転・維持するほか、近年頻発している地震や台風、豪雨などに備えた耐震化や浸水対策などの施設整備や役割分担、対応手順の明確化などの体制整備を行うことが不可欠です。

また、水道を将来にわたって継続的に運営するための経営基盤を構築する必要があります。

施設の運転や維持も、災害や事故対応の体制整備も、経営基盤の整備も、それを行える知識や技術を持った人材がいて初めて可能になります。

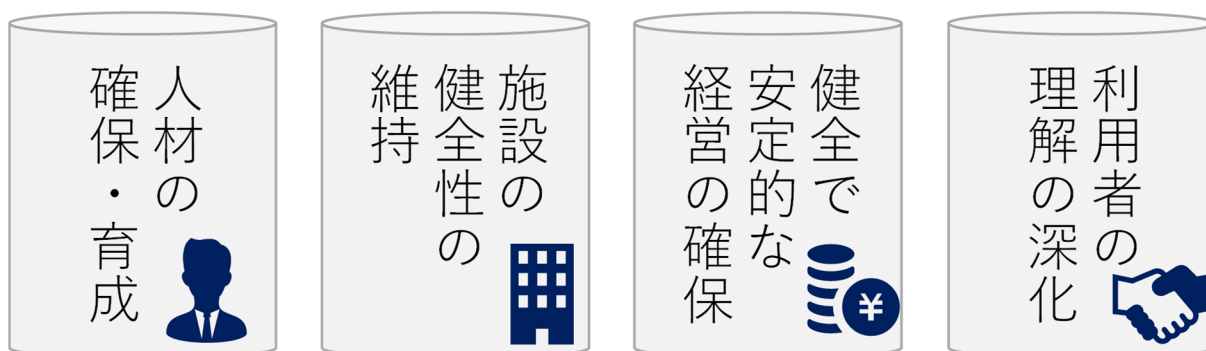
さらに、水道は、水を供給する水道事業者と、住民などの利用者の双方で成り立っています。利用者は、水道の顧客であると共に、水道の経営を支える重要な役割を果たす水道のオーナーとも言える存在です。

水源の確保から浄水処理、配水、給水栓までの安全安心は、多くの施設や設備と人々の尽力と、莫大な費用により支えられています。利用者は、水の大切さやこれらのことを理解してこそ、それに見合う対価を納得して支払うことができます。それには、水道への理解がより深まり、事業の運営などに協力が得られるよう、利用者への説明・広報も大変重要となります。

このように、水道の運営には、幅広い知識・技術力を持ち、利用者への説明なども含めた総合的な管理運営を行う人材が欠かせません。

このことから、本県では、主な水道の基盤を「人材」、「施設」、「経営」、「水道利用者の理解」と捉え、水道の理想像を実現するための基盤強化方策として次の4つの柱を定めました。

基盤強化の4つの柱



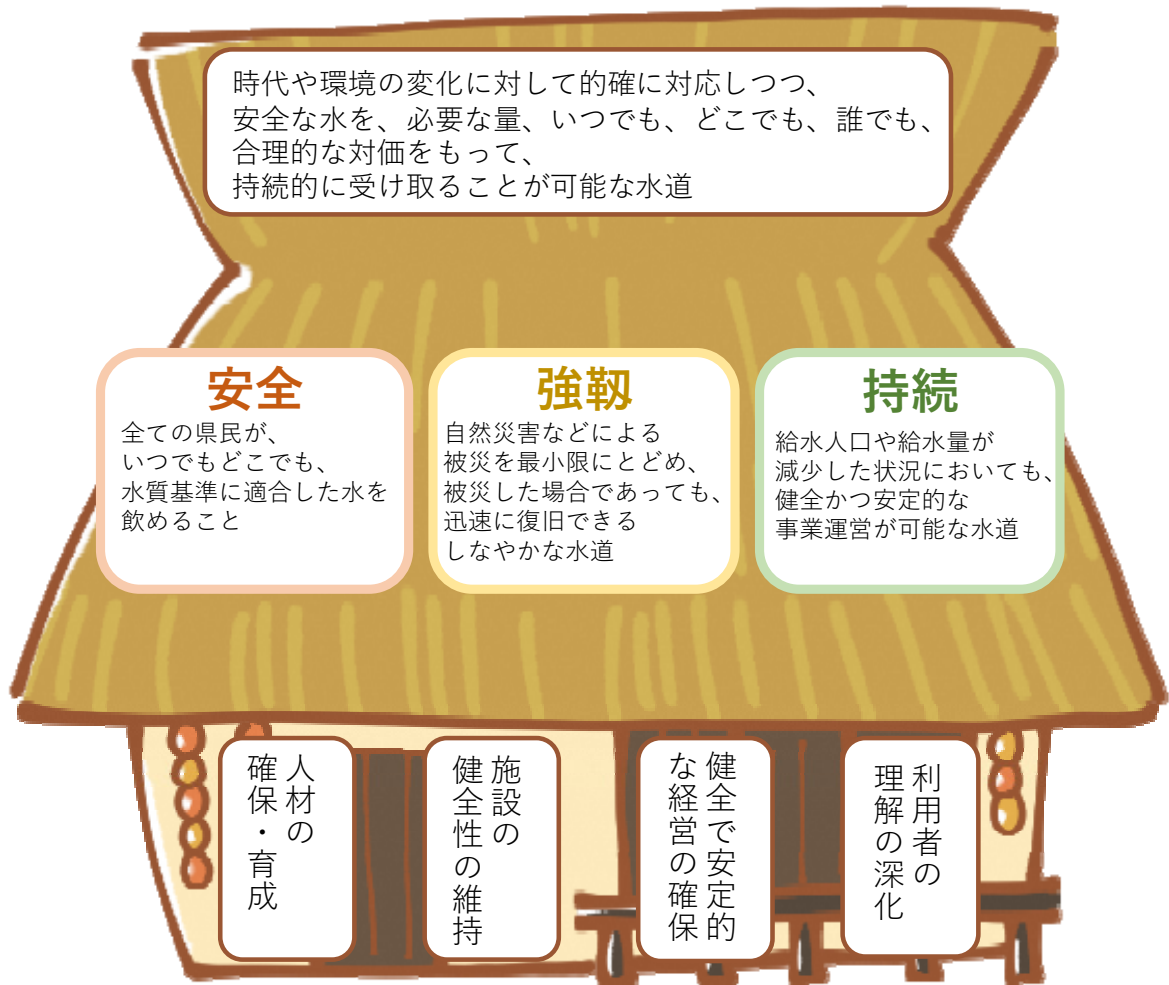


図 1.1 理想像と基盤強化方策の4つの柱のイメージ図

図 1.1のイメージ図は、水道の理想像を4つの基盤強化方策の柱（人材の確保・育成、施設の健全性の維持、健全で安定的な経営の確保、利用者の理解の深化）で支えており、この4つの柱のうち1つでも欠けると、水道の理想像を支えられないことを表しています。

なお、このイメージ図は、本県の代表的な観光地である大内宿の建物をモチーフとしています。

- ・基盤強化方策の柱がそのまま建物の4本の柱を、理想像の3つの観点が屋根の三角形を表しています。
- ・本県では、先人達が築いてきたものを大切に使い続け、より良い姿で未来につないできました。その点が水道のイメージに合うと考えています。

5 目標とする年度

ビジョンの目標期間については、水道事業が長期的な計画に基づいて施設を整備、更新することを考慮しつつ、技術革新や社会情勢の変化への対応も求められることから、計画期間を10年間として、目標年度を令和12（2030）年度とします。

ただし、水道を取り巻く環境が変化した際には、別の方策を講じることがより効果的な場合もあるため、一部改正も視野に入れて検討を開始します。

6 圏域の設定

本県では、これまで、中通り広域水道圏（県北ブロック）、会津広域水道圏、浜通り広域水道圏の4つの圏域を設定し、それぞれの圏域で広域的な水道整備を推進してきました。

しかし、これから進めていく水道の基盤強化方策では、地域の特徴に合わせて検討することがより効果的と考えました。そこで、今回のビジョンでは、既にある広域水道や連携中枢都市圏構想も踏まえ、市町村間の結びつきの強い生活圏をベースに県北、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの7圏域としました。

なお、相双圏域については、平成23（2011）年に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する原子力災害（以下、「原子力災害」という。）の影響を受けています。特に双葉郡内の町村では、現在も多くの住民等の避難が続いており、今後の住民等の帰還や復旧・復興のスケジュールが流動的です。

一方、双葉郡以外は、大部分の区域で避難指示が解除されて、復旧も進んでいます。

そこで、相双圏域には、双葉郡内の町村で構成される双葉地域と、相馬市、南相馬市及び相馬郡の町村で構成される相馬地域の2つの地域を設定しました。

